

令和7年度 第3回

古賀市国民健康保険運営協議会 資料

令和8年度の主な制度改正（予定）

※ 令和8年1月時点での情報等をもとに作成しているため、内容が変更になる可能性があります

1. 国民健康保険税の「課税限度額」の引き上げ 【令和8年4月から】

- ・ 限度額（合計）「109万円」 → 「113万円」（+4万円） ※ 「医療分：+1万円」、「子ども・子育て支援金分（新設）：+3万円」

課税年度	課税限度額				
	(合計)	(医療分)	(後期高齢者支援分)	(介護納付金分)	(子ども・子育て分)
令和4年度	102万円	(65万円)	(20万円)	(17万円)	—
令和5年度	104万円	(65万円)	(22万円)	(17万円)	—
令和6年度	106万円	(65万円)	(24万円)	(17万円)	—
令和7年度	109万円	(66万円)	(26万円)	(17万円)	—
令和8年度	113万円	(67万円)	(26万円)	(17万円)	(3万円)

2. 国保税の軽減制度の基準額の引き上げ 【令和8年4月から】

- ・ 世帯の被保険者等の所得合計（前年中）が基準額以下の場合に、「均等割」と「平等割」を軽減する制度

減額割合	(変更前) 軽減基準額	(変更後) 軽減基準額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + <u>30万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + <u>56万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3. 給与所得控除の引き上げ【令和7年中所得に対する変更（令和8年度の国民健康保険税額等に影響）】

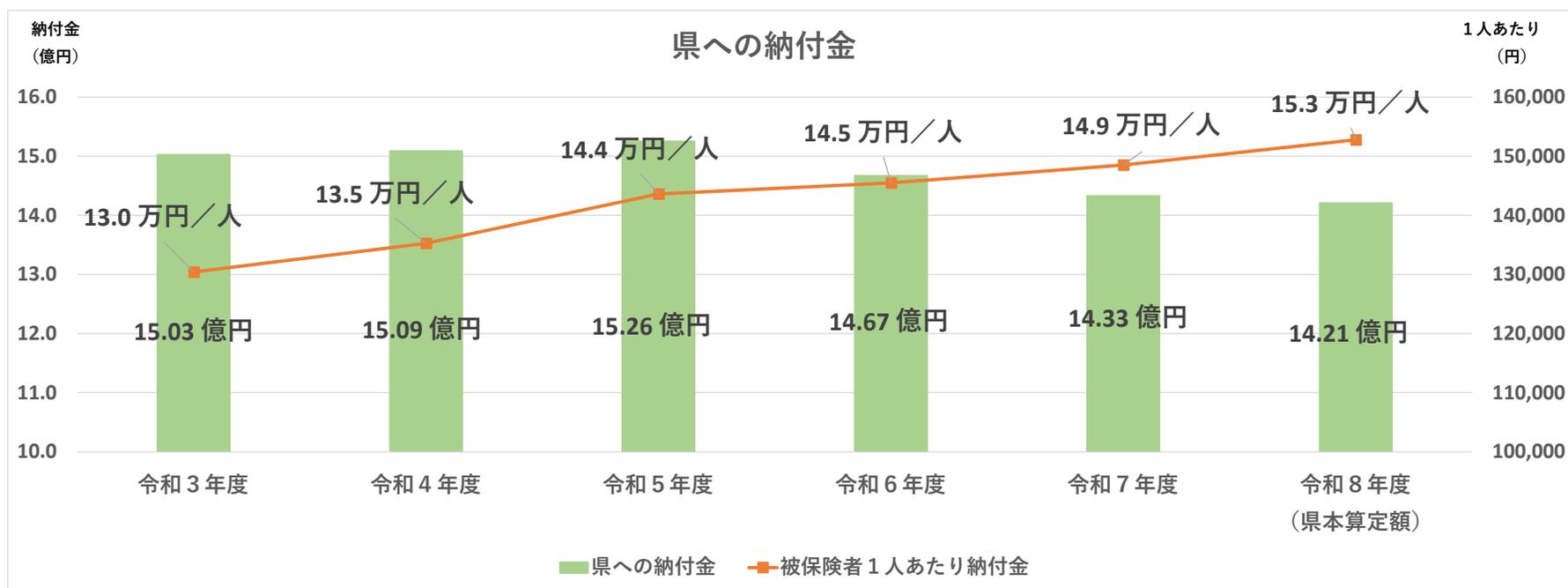
- ・ 税制改正により、給与所得控除の最低保障額が「55万円」から「65万円」に引き上げ

給与収入	(変更前) 給与所得 控除額	給与収入	(変更後) 給与所得 控除額
～162万5,000円	55万円	～190万円以下	65万円
162万5,000超～180万円以下	収入金額×40% - 10万円		
180万円超～190万円以下	収入金額×30% + 8万円		

(注) 190万円超の給与所得控除額は改正なし

県への納付金（古賀市 → 県）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (県本算定額)	(参考) 令和8年度 (県仮算定額)
県への納付金	1,503,141 千円	1,509,023 千円	1,525,686 千円	1,467,250 千円	1,433,323 千円	1,421,098 千円	1,458,218 千円
(内訳)							
医療給付費分	1,072,313 千円	1,080,981 千円	1,071,820 千円	1,010,217 千円	997,914 千円	964,618 千円	999,260 千円
後期高齢者支援金分	327,175 千円	324,029 千円	348,990 千円	352,941 千円	335,351 千円	327,873 千円	332,967 千円
介護納付金分	103,211 千円	103,675 千円	104,876 千円	104,091 千円	100,057 千円	98,626 千円	98,760 千円
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	-	29,981 千円	27,231 千円
その他 (過年度分の調整等)	442 千円	338 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
被保険者数 (年度平均) ※ 令和7、8年度は資料作成時点の市推計値	11,525 人	11,158 人	10,624 人	10,086 人	(9,650 人)	(9,300 人)	
被保険者 1 人あたり納付金	130,424 円	135,241 円	143,608 円	145,476 円	148,531 円	152,806 円	



令和8年度の国民健康保険税率（仮）

	＜令和7年度＞ 古賀市の税率
医療分	
所得割	8.40 %
均等割（1人あたり）	23,800 円
平等割（1世帯あたり）	26,200 円
後期高齢者支援金分	
所得割	2.90 %
均等割（1人あたり）	10,100 円
平等割（1世帯あたり）	10,900 円
介護納付金分	
所得割	2.40 %
均等割（1人あたり）	16,600 円
平等割（1世帯あたり）	－



	＜令和8年度＞	
	古賀市の税率（仮）	県が示す標準税率 （本算定）
医療分		
所得割	8.40 %	7.63 %
均等割（1人あたり）	23,800 円	29,392 円
平等割（1世帯あたり）	26,200 円	29,052 円
後期高齢者支援金分		
所得割	2.90 %	2.82 %
均等割（1人あたり）	10,100 円	10,793 円
平等割（1世帯あたり）	10,900 円	10,668 円
介護納付金分		
所得割	2.40 %	2.30 %
均等割（1人あたり）	16,600 円	10,571 円
平等割（1世帯あたり）	－	8,171 円
子ども・子育て支援納付金分		
所得割	0.27 %	0.27 %
均等割（1人あたり）	1,045 円	1,045 円
18歳以上均等割	45 円	45 円
平等割（1世帯あたり）	1,018 円	1,018 円

※ 第2回の検討内容を踏まえ、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」は令和7年度と同税率、「子ども・子育て支援納付金分」は県が示す標準税率と同税率を仮で記載

（参考）「子ども・子育て支援納付金分」の「均等割」と「18歳以上均等割」について

被保険者の年齢 ※ 年度当初（4/1）時点	子ども・子育て支援納付金分		備考
	「均等割」	「18歳以上均等割」	
18歳以上 （高校生世代より上）	○	○	「均等割」 + 「18歳以上均等割」 を課税
18歳未満 （高校生世代まで）	○ → × （全額軽減）	×	課税額なし ※ 厳密には「均等割」は一旦課税後に、全額軽減される仕組み

市国保の収支の見込み

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和6年度	推計 ※ 令和8年度分納付金（県本算定）反映			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 歳入 （「②歳出」の財源となる部分）	15.41億円	14.99億円	14.68億円	14.31億円	14.03億円
国民健康保険税	10.28億円	10.25億円	10.10億円	9.85億円	9.66億円
（医療分）	（7.08億円）	（6.91億円）	（6.65億円）	（6.44億円）	（6.26億円）
（後期高齢者支援金分）	（2.49億円）	（2.59億円）	（2.50億円）	（2.41億円）	（2.35億円）
（介護納付金分）	（0.70億円）	（0.75億円）	（0.72億円）	（0.69億円）	（0.67億円）
（子ども・子育て支援納付金分）	—	—	（0.23億円）	（0.31億円）	（0.38億円）
国・県負担金等 （関連部分のみ）	5.13億円	4.74億円	4.58億円	4.46億円	4.37億円
（医療分）	（4.18億円）	（3.69億円）	（3.49億円）	（3.39億円）	（3.32億円）
（後期高齢者支援金分）	（0.75億円）	（0.82億円）	（0.79億円）	（0.77億円）	（0.75億円）
（介護納付金分）	（0.20億円）	（0.24億円）	（0.23億円）	（0.22億円）	（0.22億円）
（子ども・子育て支援納付金分）	—	—	（0.07億円）	（0.08億円）	（0.09億円）
② 歳出 （「①歳入」を財源とする部分）	15.51億円	15.24億円	15.15億円	15.09億円	15.08億円
県への納付金	14.67億円	14.33億円	14.21億円	14.15億円	14.15億円
（医療分）	（10.10億円）	（9.98億円）	（9.65億円）	（9.49億円）	（9.39億円）
（後期高齢者支援金分）	（3.53億円）	（3.35億円）	（3.28億円）	（3.29億円）	（3.32億円）
（介護納付金分）	（1.04億円）	（1.00億円）	（0.99億円）	（0.98億円）	（0.98億円）
（子ども・子育て支援納付金分）	—	—	（0.30億円）	（0.39億円）	（0.47億円）
給付、保健事業等 ※ 医療分	0.84億円	0.91億円	0.94億円	0.93億円	0.93億円
差し引き収支（単年度） ※ ①－②	▲ 0.10億円	▲ 0.25億円	▲ 0.47億円	▲ 0.78億円	▲ 1.06億円
（医療分）	（0.31億円）	（▲ 0.29億円）	（▲ 0.45億円）	（▲ 0.59億円）	（▲ 0.74億円）
（後期高齢者支援金分）	（▲ 0.28億円）	（0.06億円）	（0.01億円）	（▲ 0.12億円）	（▲ 0.22億円）
（介護納付金分）	（▲ 0.13億円）	（▲ 0.01億円）	（▲ 0.04億円）	（▲ 0.07億円）	（▲ 0.09億円）
（子ども・子育て支援納付金分）	—	—	（0.00億円）	（0.00億円）	（0.00億円）
基金残高 （各年度末時点）	4.31億円	4.06億円	3.59億円	2.81億円	1.75億円
（前年度比）	（▲ 0.21億円）	（▲ 0.25億円）	（▲ 0.47億円）	（▲ 0.78億円）	（▲ 1.06億円）

※ 「差し引き収支（単年度）」は、国保税や納付金関連部分のみの収支について繰越金等を考慮せずに算出した概算値のため、国民健康保険特別会計全体の予算額や決算額とは異なる
 ※ 令和7年度以降は、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」の国保税率は一定、「差し引き収支（単年度）」のマイナス額と同額を基金から取り崩す、と仮定して算出
 ※ 「子ども・子育て支援納付金分」は、関連する歳入と歳出は同額になると仮定して算出
 ※ 数値を四捨五入して表示しているため、内訳と合計に差が生じている部分がある

税率改定影響試算（世帯パターン別）

○国保税額試算（世帯パターン別）

※ 令和8年度の「子ども・子育て支援納付金分」は標準税率を適用、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」は令和7年度と同税率で設定した場合で試算

※ 令和8年度分の税額算出において、比較のために令和7年度分の算出と同じ所得控除額等を使用しているため、実際の税額とは異なる場合がある

		国保税額（年額）		差額	
		令和7年度	令和8年度（仮）	年額	（1カ月あたり換算）
世帯構成例 ①					
○国保被保険者	65歳～74歳：1人	医療分	15,000円	15,000円	+0円（+0円）
○収入状況	年金収入：1,000,000円	後期高齢者支援金分	6,300円	6,300円	+0円（+0円）
	→ ・所得金額（世帯合計） 0円	介護納付金分（40～64歳）	0円	0円	+0円（+0円）
	・軽減適用（均等割、平等割） 7割軽減	子ども・子育て支援納付金分（均等割は18歳以上）	0円	600円	+600円（+50円）
		（合計）	21,300円	21,900円	+600円（+50円）
世帯構成例 ②					
○国保被保険者	65歳～74歳：2人	医療分	55,300円	55,300円	+0円（+0円）
○収入状況	年金収入（1人目）：1,750,000円	後期高齢者支援金分	21,900円	21,900円	+0円（+0円）
	年金収入（2人目）：500,000円	介護納付金分（40～64歳）	0円	0円	+0円（+0円）
	→ ・所得金額（世帯合計） 650,000円	子ども・子育て支援納付金分（均等割は18歳以上）	0円	2,100円	+2,100円（+175円）
	・軽減適用（均等割、平等割） 5割軽減	（合計）	77,200円	79,300円	+2,100円（+175円）
世帯構成例 ③					
○国保被保険者	65歳～74歳：2人	医療分	140,500円	140,500円	+0円（+0円）
○収入状況	年金収入（1人目のみ）：2,500,000円	後期高齢者支援金分	53,000円	53,000円	+0円（+0円）
	→ ・所得金額（世帯合計） 1,400,000円	介護納付金分（40～64歳）	0円	0円	+0円（+0円）
	・軽減適用（均等割、平等割） 2割軽減	子ども・子育て支援納付金分（均等割は18歳以上）	0円	5,100円	+5,100円（+425円）
		（合計）	193,500円	198,600円	+5,100円（+425円）
世帯構成例 ④					
○国保被保険者	39歳以下：2人、子（未就学児）：1人	医療分	143,300円	143,300円	+0円（+0円）
○収入状況	給与収入（1人目のみ）：2,000,000円	後期高齢者支援金分	54,700円	54,700円	+0円（+0円）
	→ ・所得金額（世帯合計） 1,320,000円	介護納付金分（40～64歳）	0円	0円	+0円（+0円）
	・軽減適用（均等割、平等割） 2割軽減	子ども・子育て支援納付金分（均等割は18歳以上）	0円	4,900円	+4,900円（+408円）
		（合計）	198,000円	202,900円	+4,900円（+408円）
世帯構成例 ⑤					
○国保被保険者	40歳～64歳：2人、子（小学生）：1人	医療分	260,500円	260,500円	+0円（+0円）
○収入状況	給与収入（1人目のみ）：3,500,000円	後期高齢者支援金分	97,400円	97,400円	+0円（+0円）
	→ ・所得金額（世帯合計） 2,370,000円	介護納付金分（40～64歳）	79,700円	79,700円	+0円（+0円）
	・軽減適用（均等割、平等割） 軽減なし	子ども・子育て支援納付金分（均等割は18歳以上）	0円	8,400円	+8,400円（+700円）
		（合計）	437,600円	446,000円	+8,400円（+700円）